

昭和三十七年運輸省令第四十三号

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条及び第八十二条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令を次のように定める。

（医師の乗組み）

第一条 船員法（以下「法」という。）第八十二条第二号の国土交通省令の定める船舶は、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する定期航路事業に従事する船舶その他一定の航路に常時就航する船舶（当該船舶に関し国土交通大臣の定めるところにより疾病予防並びに疾患及び傷害の治療のため有効な特別の措置を講じ、かつ、衛生管理者が適任証書を受有する者二名を衛生管理者として選任したものと除く。）とする。

2 前項の衛生管理者のうち一名は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならぬ。

3 一 衛生管理者適任証書を受有する者の資質の向上を図るための講習であつて第四条の二及び第四条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録再講習」といふ。）を修了した者であること。
二 第十二条第二号から第六号までのいずれかに該当する者であること。
三 法第八十二条第三号の国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船は、最大とう載人員一百人以上又は総トン数三千トン以上の母船とする。

第二条 法第八十二条ただし書の国土交通省令の定める区域は、東経百五十度、北緯二十一度及び北緯四十六度の線並びにアジア大陸の沿岸により囲まれた区域とする。

第三条 法第八十二条ただし書の国土交通省令の定める短期間の航海は、もっぱら前条の区域内において航海している船舶が臨時に同条の区域外にわたり行なう航海であつて、その区域外における航海の期間が三週間以内のものとする。

第四条 船舶所有者は、法第八十二条ただし書の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に提出しなければならない。

一 船舶の名称、種類、総トン数、航行区域（漁船にあつては、従事する漁業の種類）、最大とう載人員及び乗船人員

二 許可を受けようとする航海の概要

三 許可を受けようとする期間

四 許可を受けようとする事由

五 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（再講習の登録）

六 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（再講習を行おうとする者の申請により行う。）

七 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

八 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

九 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十一 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十二 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十三 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十四 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十五 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十六 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十七 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十八 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

十九 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十一 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十二 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十三 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十四 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十五 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十六 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十七 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十八 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

二十九 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

三十 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

三十一 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

三十二 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

三十三 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

三十四 船内衛生の保持のためにとろうとする措置（医師の乗組み）

イ 労働生理

ロ 疾病予防
ハ 保健指導（救急処置及び看護法に関する実習を含む。）

三 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

四 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

五 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

六 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

七 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

八 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

九 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十一 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十二 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十三 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十四 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十五 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十六 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十七 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十八 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

十九 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十一 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十二 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十三 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十四 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十五 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十六 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十七 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十八 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

二十九 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

三十 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

三十一 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

三十二 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

三十三 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

三十四 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

講習科目	時間数
一 労働生理	五時間
二 疾病予防	八十四時間（救急再講習の登録）
三 保健指導（救急再講習の登録）	六時間
四 处置及び看護法に係る実習を含む	十時間
五 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。	実習を含む。
六 上欄に掲げる講習科目的区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。	実習を含む。
七 不正受講者の処分に関する事項	二
八 その他登録再講習事務に係る必要な事項	二
九 第四条の五 登録再講習実施機関は、公正に、かつ第四条の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録再講習事務を行なわなければならない。	二
一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。	一
二 講習は、講義及び実習により行われるものであること。	二
三 講習は、講義及び実習により行われるものであること。	三
四 受講修了証明書の交付及び再交付に関する事項	四
五 第四条の五第三号の判定に関する事務を行なう者の氏名及び経歴	五
六 登録再講習事務に係る公正の確保に関する事項	六
七 不正受講者の処分に関する事項	七
八 その他登録再講習事務に係る必要な事項	八
九 第四条の八登録再講習実施機関は、登録再講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。	九

一 登録再講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名二 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地三 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする日四 登録再講習事務を休止しようとする期間五 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする理由（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四条の九 登録再講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

登録再講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録再講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録再講習実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

前号の書面の謄本又は抄本の請求

財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法）

第四条の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録再講習実施機関が定めるものとする。送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であり、一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

2 続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものへ記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

第四条の十一 国土交通大臣は、登録再講習が第四条の三第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録再講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）

第四条の十二 国土交通大臣は、登録再講習実施機関が第四条の五の規定に違反していると認めるとときは、その登録再講習実施機関に対し、同条の規定による登録再講習を行うべきこと又は登録再講習事務の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（登録の取消し等）

第四条の十三 国土交通大臣は、登録再講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録再講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 前号の三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四条の六から第四条の八まで、第四条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第一条第二項第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第四条の十四 登録再講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録再講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録再講習の受講料の収納に関する事項

二 登録再講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

2 続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものへ記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。（報告の微取）

第四条の十五 国土交通大臣は、登録再講習の実施のため必要な限度において、登録再講習実施機関に対し、登録再講習事務又は經理の状況に關し報告させることができる。（公示）

第四条の十六 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一条第二項第一号の登録をしたとき。

二 第四条の六の規定による届出があつたとき。

三 第四条の八の規定による届出があつたとき。

四 第四条の十三の規定により第一条第二項第一号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

五 第五条 法第八十二条の二第一項第二号の国土交通省令の定める漁船は、次に掲げる漁船とする。

一 母船式漁業に従事する母船

二 総トン数三千トン以上の漁船

三 国土交通大臣の指定する漁業に従事する漁船

第六条 法第八十二条の二第一項ただし書の国土交通省令の定める区域は、第二条に定める区域とする。

第七条 第四条の規定は、法第八十二条の二第二項ただし書の許可の申請について準用する。

一 船舶所有者は、次に掲げる場合を除き、その業務の遂行に支障のおそれのある繁忙な業務を有する者を衛生管理者に選任してはならない。

二 他に衛生管理者の業務の遂行に支障のおそれがある場合

三 その他衛生管理者の業務の遂行に支障のおそれがある場合

二 衛生管理者の業務を補助する者を選任した場合

九 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

八 衛生安全管理法（昭和四十七年法律第五十ニ号）の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで二年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有するもの

七 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十ニ号）の規定による衛生管理者の資格を有する者で、船舶に乗り組んで二年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有するもの

六 外国で医師免許を得た者

五 医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校卒業者

四 医学生、歯学生 薬学生又は衛生看護学生

三 保健師、助産師、看護師又は准看護師

二 歯科医師、薬剤師又は獣医師

一 医師

第十一条 前二条に定めるものほか、受験手続その他の衛生管理者試験に關し必要な事項は、国土交通大臣が試験期日の一月以上前に公示する。

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる者で衛生管理者としての業務を遂行する能力を有すると認められるものについて、法第八十二条の二第三項第二号の規定による衛生管理者の資格の認定を行う。

一 救急処置

二 看護法

三 実技試験は、次に掲げる科目について行なう。

一 労働衛生法規

二 薬物

三 食品衛生

四 疾病予防

五 保健指導

六 藥物

七 労働衛生法規

四 実技試験は、次に掲げる科目について行なう。

一 救急処置

二 看護法

三 実技試験は、次に掲げる科目について行なう。

一 労働衛生法規

二 薬物

三 食品衛生

四 疾病予防

五 保健指導

六 藥物

七 労働衛生法規

十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この

訂正申請書・承認証再交付申請書 第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第

第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号貸与証及びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認正

第四条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(次項において「旧船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令」という。)第一項第一号の認定又は第十二条第八号の認定を受けている講習は、第三条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、それぞれ第三条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(次項において「新船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令」という。)第一条第

この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第一六号）抄

（施行期日）
省令第七九号抄

（施行期日）
附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年五月二一日国土交通省令第六五号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二年一〇月一〇日国土交
通省令第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に第二条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一条第一項又は第十二条第一項第八号の規定に基づき国土交通大臣が定めた講習の課程を修了した者は、それぞれ第二条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一条第二項第一号又は第二条第一項第八号の規定による認定を受けた講習の課程を修了した者とみなす。

二項第一号の登録又は第十二条第八号の登録を受けた講習とみなす。

第三条の規定の施行前に受講した旧船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一条第二項第一号の認定又は第十二条第八号の認定を受けた講習は、それぞれ新船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一条第二項第一号の登録又は第十二条第八号の登録を受けた講習とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十一條 この省令の施行前に、この省令による改正前の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二条から前条までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令、救命艇手規則、小型船造船業法施行規則、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則又は鉄道事業法施行規則の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置) 第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成二〇年八月八日国土交通省令第七三号) (施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による改正前の船員法施行規則第十六号書式によ

る船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証書、第二十三条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証印及び第二十三号書式による証明書による改正前の航空法施行規則第四号様式による証明書、第二十四条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による耐空証明書、第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改

正前の航空法施行規則第三号様式によ

る航空機登録証明書、第二十

四号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九

号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九

号様式による技能検定合格証明書及び

第三十号様式による証票、第六条の規定によ

る改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に

関する命令様式第一号による現状調査請求書及

び様式第二号による返還請求書、第七条の規定

による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管

理者に関する省令第二号様式による衛生管理者

適任証書、第八条の規定による改正前の道路交

通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の

特例等に関する法律施行規則第三号様式による

登録証書、第九条の規定による改正前の自動車

の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定

める省令第十二号様式による輸出抹消登録証

明書及び第十四号様式による輸出予定期出証明

書、第十条の規定による改正前の船舶料理士に

関する省令第二号様式による船舶料理士資格証

明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油

濁損害賠償保険法施行規則第三号様式による保

証契約証明書及び第十号様式による証票は、そ

れぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行

規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書

式による証明書、第二十二号の二書式による証

印、第二十二号の四書式による証印及び第二十

三号書式による証明書、第二条の規定による改

正後の水先法施行規則第二号様式による水先免

状、第三条の規定による改正後の海上運送法施

行規則第四号様式による証票、第四条の規定に

よる改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施

規則第三号様式による航空機登録証明書、第八

号様式による耐空証明書、第二十号様式による

技能検定合格証明書及び第三十号様式による証

票、第六条の規定による改正後の連合国財産の

返還の請求の手続等に関する命令様式第一号に

よる現状調査請求書及び様式第一号による返還

請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乘

り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号

様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定

による改

正後の道路交通の特例等に関する条約の実施に

伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行

規則第三号様式による登録証書、第九条の規定

による改

正後の自動車の登録及び検査に関する

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期出証明書、第十条の規定による

輸出予定期出証明書、第十条の規定による改

正後の船舶料理士に関する省令第二号様式に

よる船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規

定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行

規則第三号様式による保証契約証明書及び第十

号様式による証票とみなす。

申請書等の様式等を定める省令第十二号様式に

よる輸出抹消登録証明書及び第十四号様式に

よる輸出予定期

二
三

第1号様式（日本産業規格A列4番）

第1回公募（日本実業出版社外刊A4版）（第12回）	
社 会 貢 献	衛生管理者の資格認定申請書
年 月 日	
国土交通大臣 聞	
申請者氏名 <input type="checkbox"/> 加氏伊藤和也（本件を） 田嶋 住所	
衛生管理者の資格の認定を受けたいので、私自身に乗り組んで医療施設衛生管理者 に関する専門知識と実務経験を身につけさせます。	
記	
1 上記記者事項等各項目のごとに該する資格及び経験（細胞由来物質の分析及び 卫生管理者認定申請期間）	
2 上記実績を記載する書類の名称、発行者、発行番号及び発行年月日	

第2号様式（日本産業規格A列6番）